

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年12月 6 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 5 議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第104号 関ヶ原町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 8 議案第105号 関ヶ原町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第106号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第107号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第108号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第109号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第110号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第111号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第112号 関ヶ原町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第113号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第114号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第18 議案第115号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第19 議案第116号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第20 議案第117号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第21 議案第118号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）

- 日程第22 議案第119号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第120号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第121号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第122号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（6名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	5番	田中由紀子君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（2名）

4番	中川武子君	6番	松井正樹君
----	-------	----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長心得	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	山田勝君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまより令和 4 年第 6 回関ヶ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7 番 楠達男君、8 番 吉田仁君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの10日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和 4 年 8 月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（子安健司君） 日程第 4、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙につきましては、関ヶ原町選出の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員は西脇町長でございましたが、令和 4 年11月 1 日より副広域連合長に就任されたため、広域連合規約第 8 条第 1 項及び第 8 条第 2 項第 2 号に規定する議員を各 1 名ずつ選挙するものでございます。

なお、広域連合規約第 8 条第 1 項による議員は副市町村長、監査委員のうちから選出、第 8 条第 2 項第 2 号による議員は議会から選出することとなっております。

ここでお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項により、指名推選によることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

初めに、広域連合規約第8条第1項の規定に基づく選挙を行います。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

広域連合規約第8条第1項に基づく議員に、藤田栄博君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました藤田栄博君を広域連合規約第8条第1項に基づく議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、藤田栄博君を岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に基づく議員の当選人とすることに決しました。

続きまして、広域連合規約第8条第2項第2号の規定に基づく選挙を行います。

お諮りします。指名の方法は、副議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、指名の方法は副議長において指名することに決しました。

谷口副議長より指名をお願いいたします。

○副議長（谷口輝男君） 広域連合規約第8条第2項第2号に基づく議員に、子安健司君を指名いたします。

○議長（子安健司君） お諮りいたします。ただいま副議長において指名されました私、子安健司を広域連合規約第8条第2項第2号に基づく議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、私、子安健司を岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第2号に基づく議員の当選人とすることに決しました。

ただいま当選されました両名には、会議規則第32条第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人である旨を告知いたします。

日程第5 議案第101号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長報

告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 楠達男君。

○総務民生常任委員会委員長（楠 達男君） 議長の許可をいただきましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和4年11月16日水曜日午前9時56分より役場大会議室において、8名の委員中7名の出席により開催をいたしました。

職務のための出席は関東議会事務局長、小寺書記で、会議事件説明のための出席者は藤田副町長、澤頭総務課長、岩田総務課長補佐兼行政係長であります。また、傍聴者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託され、継続審査となっておりました議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、各委員の意見を聴取し、審議を重ね、採決を行ったところ、賛成4、反対1で賛成多数により可決すべきとの結論に達し、午前11時20分に閉会をいたしました。

なお、本委員会としましては、これを機に各自、議員として初心に返り、住民の負託に応えられるよう職責を全うすることを確認いたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」の声あり〕

初めに、反対討論から許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第101号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

物価高騰は、10月以降さらに拍車がかかり、国民生活に多大な影響を及ぼしています。みずほリサーチの調査では、物価高騰の影響は1世帯当たり9万8,000円に上り、消費税3%相当の負担増になるとしています。

こうした経済情勢の中で、議員の報酬を引上げすることには強い抵抗感があります。

もちろん、県下の中でも報酬が低いことは認めますし、報酬減額前に戻すということも分かりますが、町民にとっては引き上げることに変わりはありません。議員は町民の代表として、町民の声を代弁する職責を担っています。行政機関をチェックする立場にもあります。

しかしながら、議員の姿が見えない、いつも質問する人は決まっていて活気がないなど、町民の議員に対する目は厳しいものがあります。町民生活が厳しい状況にあること、また、議員の活動に対する理解が残念ながら十分でないことを考えたとき、今引き上げることは町民の理解は得られないと判断しました。

議員の成り手問題は、報酬の低さの問題ではなく、町の活性化の問題だと考えています。

以上の理由から反対といたします。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第101号を採決いたします。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第102号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 楠達男君。

○総務民生常任委員会委員長（楠 達男君） 議長のお許しをいただきましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和4年11月16日水曜日午前9時56分より役場大会議室において、8名の委員中7名の出席により開催をいたしました。

職務のための出席者は関東議会事務局長、小寺書記で、会議事件説明のための出席者は藤田副町長、澤頭総務課長、岩田総務課長補佐兼行政係長でありました。また、傍聴者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託され、継続審査となっておりました議案第102号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、各委員の意見を聴取し、審議を重ね、採決を行ったところ、全会一致で可決すべきとの結論に達し、午前11時20分に閉会いたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。

この議案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第104号 関ヶ原町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第104号について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることになることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

また、本条例の制定により、現行の関ケ原町個人情報保護条例は廃止するものであります。

なお、細部につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第104号 関ケ原町個人情報保護法施行条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書2ページからよろしく願いをいたします。

先ほどの提案説明にもございましたが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、関ケ原町を含む地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることとなりましたので、現行の関ケ原町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行条例として制定をするものでございます。

まず、1条のほうでございますが、1条は趣旨規定といたしまして、法の適用を受けて関ケ原町が個人情報を取り扱うことに関し、必要な事項を定めることを明記しております。

第2条の定義におきましては、条例中で使用させていただく用語が法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によるということを明記し、第2項では条例の対象とする実施機関を明確にしておるところでございます。

第3条は、個人情報ファイルに係る帳簿の作成を定めております。現行条例におきましては、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿として管理をさせていただいておるところでございますが、法が求める個人情報ファイルは、取扱い件数が1,000人以上及び体系的に整理されたものであるため、そうでない個人情報の集合体はこの個人情報ファイルには該当いたしません。新条例施行後におきましても個人情報について適切な取扱いを担保させていただくため、個人情報ファイルとは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を個人情報ファイルと同様の内容で作成させていただき、その人数を規則で定める数以上、政令で定めるもの未満とするため、規定を設けさせていただいているところでございます。

次に第4条でございますが、こちらにつきましては、先ほどの個人情報ファイル及び個人情報ファイルに係る帳簿の保有等に関する事前通知でございます。第1項で個人情報ファイルの保有または変更に関して町長へ事前通知を義務づけることを規定させていただき、第2項において、個人情報ファイル等の保有をやめたときや、個人情報の数が1,000人未満になったときは、その旨通知しなければならないということを規定させていただいております。

第5条では、開示決定等の期限でございます。第1項で開示請求があった日から14日以内と規定をし、第2項におきましては事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは期間を30日以内に限り延長することができる規定を設けております。

次に、第6条でございます。開示決定の期限の特例を設けております。開示請求に係る保有

個人情報著しく大量である場合、先ほどの第5条の規定にかかわらず、開示請求があった日から44日以内に相当分の開示をし、残りの相当の期間内に開示決定をする旨を規定しております。その場合につきましては、開示請求者に対し書面による通知をしなければならないということも併せて規定をしております。

次に、第7条の手数料でございます。現行の制度と同様に無料とさせていただき、コピー代や郵送料については実費を徴収するというような内容でございます。

次に第8条では、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められるときについては審議会に諮問することができる規定を設けております。

第9条におきましては、委任規定でございます。

次に、附則に入らせていただきます。

第1条で、施行日を令和5年4月1日とさせていただいております。

第2条におきましては、提案説明にもございましたが、新たに条例を制定させていただくため、現行の個人情報保護条例を廃止することを設けております。

第3条では、先ほどの第2条、前条による現在の関ヶ原町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、現行の条例の廃止前に請求された開示請求、また訂正請求等、取扱いや旧審査会の審査事項、委員の義務については旧条例の廃止後も従前のとおりとする経過措置でございます。

簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） これを見ただけではあんまりよく分からないんですけど、今のデジタル関連の中でできた個人情報保護法というのは、結局個人の膨大なデータを企業にいかに活用してもらうかということが主な中心点というふうに聞いております。

それで現条例の12条、ここには現条例が載っていませんので、今の条例の12条に、保有特定個人情報の利用及び提供の制限ということで目的外使用をしてはならないというふうにあります。それで、その個人情報保護法には匿名加工情報、いわゆる情報を企業に提供すると、募集して提供するというようなことも書かれておりますが、それはどのようなようになるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、現条例の第14条には、電子計算組織の結合の制限というのがあって、町

以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合は行ってはならないというふうにあります。それは新条例の中ではどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 先ほどお言葉が出てまいりました、まず12条の関係でございますが、これは法律の中で第69条第1項に該当してくると思いますが、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないというようなことが法律の中でうたわれておりますので、まず条例では、その12条については明記は、条例での制定ではなくて法が適用されるということで御理解いただきたいということと、あと加工情報の御質問があったと思いますが、加工情報については、事業者の利用に係る提案募集についての関係だと思います。それについては、当分の間、都道府県や指定都市のみに義務づけがされておるわけでございますが、市町村については努力義務ということになっております。したがって、当町においてはその提案募集は行わないため、匿名加工情報に関する規定というのは設けておりません。まず提案募集を行うためのものでありますので、現在、先ほども言いましたように町としては、市町村は義務づけられていないものですから、当町としてはそういうことは行わないというようなことで規定を設けておりませんので御理解をいただきたいということです。

電子計算機の結合は、たしか14条のお話だったと思いますが、こちらにつきましては、この新しい法律の中でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いに特化した特則は設けられてはおりませんが、この法律の中の第66条・第69条があるわけですが、66条で行政機関の長には安全管理措置の義務づけがまずされております。69条では、先ほどもちょっとお話をいたしました。が、法令に基づく場合を除き、いわゆる利用目的以外のために個人情報を利用することや提供することを制限する、安全性を確保する措置が法律の中で規定されておりますので、先ほど言われました旧条例の12条の規定措置というものが法律の中で既に講じられているというようなことで判断しておりますので、御理解をいただきたいということでお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今までいろんな情報を役場の手続とかにする場合、よその機関にこの情報を提供してもいいですかという本人の了解を必ず書いております。

今回の匿名加工情報というのは、まるっきりそういうこと、自分の情報がまるっきり知らないところで使われるということになるので、私はすごい問題だなあと思うんですが、町としては当面はやらないということですが、それはやっぱり歯止めにはならないですね。その時々考え方によって変わるし、またほかの町がやり出したら関ヶ原町もやらないかんみたいなふうになってくる可能性もあると思いますが、その辺はどういうふう考えられているの

かということと、明らかに、先ほど言った電子計算組織の結合の制限というところでは、文言そのものが削られたということでは大変怪しいというふうに思っておりますが、ちょっと国の法律になるので難しいですが、その辺の町の、私たちの個人情報なので、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） いわゆる加工情報のお話でございます。

先ほど申しましたように、県とかについては義務づけがされておりますが、市町村は努力義務ということで、町はそういう判断をしておるわけです。

ただ、例えば今御指摘のとおり、法律が改正をされたとかいう場合については、やはり法を遵守していくべきものかなというふうに判断をしておりますし、加工情報というものは、実際に私も見たわけではございませんが、いわゆるビッグデータの感覚なのかなあというようなことで、全て、例えば個人情報のものは黒く塗り潰すとか隠すとかというようなことで、必ずしもその情報が個人を特定できる情報ではないというふうにまず考えておりますので、それが情報を出すというふうにはならないというふうに、まず考えております。

次は、電子機器の話でした。

まずこれについては、先ほども言いましたように、いろんな法律、法令があると思いますが、法令に定められたものについてはいいですが、法令に基づく場合を除きというようなことで法律になっておりますので、その部分についてはオンラインであろうが電子機器であろうが提供してはならないというふうに法律でなっておりますので、そこは御理解をいただきたい。ただ、いろんな法令によって、連携ができるとかいうものについては、趣旨が法令に沿った形になりますので、そこについてはできるものと。ただ、法令がないものについてはできないということで御理解をしていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 田中議員がいろいろ細かい話をされまして、法律を読んでいないとあかんのですけども、前は個人情報の保護条例がいろんな項目、何条かに多くの条になっておりまして、今度は少なくなっておりますね。これは、結局法律に基づいて動くということで、その中で動いていただくという形になるということで、簡単に終わったほうがよかったのかも分かりませんけど。

もう一つ、先ほど言われました費用負担のコピー料とかいうのは、コピー料とか費用負担がありますよね、これの。あれは規則のほうでやっぱり、今までどおり同じような規則でうたわれるということで確認ということです。以上でいいです。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） その辺の費用については、規則のほうでということです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第105号 関ヶ原町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

関ヶ原町の個人情報保護審査会の設置及び運用は、関ヶ原町個人情報保護条例において定めておりますが、個人情報保護に関する法律により法の適用を直接受けることとなり、議案第104号でも説明いたしましたが、現在の関ヶ原町個人情報保護条例は廃止されます。法適用後も審査請求等に関する諮問等は地方公共団体が設置する諮問機関に対して行うことが規定されておりますので、新たに本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

提案説明にもございましたが、現在の関ヶ原町の個人情報保護審査会というものは、先ほどの条例の中で設置、運用を定めておりました。その条例が廃止になるということで、新たに設けるということで、まずもって御理解を賜りたいと思います。

第1条におきましては、設置規定でございます。

第2条の定義におきましては、条例の対象となる実施機関を明確にするとともに、条例中使用する用語が法で使用する用語の例によるということを規定させていただいております。

第3条の所掌事務におきましては、第1項で審査会の所掌事務として、審査請求について審査することと、諮問に応じ調査審議することを規定させていただき、第2項では個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べるができるという規定を設けております。

第4条におきましては、委員の定数や任期について定めており、第5条で審査会の調査権限について定めております。

ここで第1項で、調査権限として諮問実施機関に対し、開示請求に係る保有個人情報の提出を求め、審査請求人に閲覧をさせずにその内容を見分することができるというようなことも規

定しております。

次に第2項では、諮問された事案に対し、審査請求人及び諮問実施機関に意見書または資料の提出を求め、その他必要な調査をすることも規定し、第3項においては審査会の審議は非公表とするということを規定しているところでございます。

第6条については、委任規定でございます。

附則におきまして、施行日を令和5年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第106号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第106号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第106号について御説明申し上げます。

令和4年度の人事院勧告に鑑み、議会議員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第106号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案資料のほうで御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

こちらの資料は、同じく議案資料の裏面になりますが、2ページの改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、1ページのほうで御説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、改正内容につきましては、人事院勧告を踏まえまして、民間の支給割合に見合うよう期末手当を年間0.1月分引き上げというような内容でございます。

第1条におきまして、令和4年度の12月の期末手当を2.15月から2.25月へと0.1月分引き上げ、6月期と合わせ年間4.4月に改正をするものでございます。

また、第2条におきましては、令和5年度以降は年間4.4月は変わりませんが、6月期及び

12月期ともに2.2月分と改正をさせていただくものでございます。

施行につきましては公布の日からといたしまして、第2条の規定は令和5年4月1日から、また第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和4年12月1日からの適用としているところでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第107号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第107号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第107号について御説明申し上げます。

議案第106号と同様に、令和4年度の人事院勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第108号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第108号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第108号について御説明申し上げます。

令和4年度の人事院勧告に鑑み、一般職員の給料表の改正及び勤勉手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） では、議案第108号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

まず、議案資料の4ページをお願いいたします。

この議案資料4ページにつきましては、同じく議案資料の5ページから23ページの改正内容があるわけですが、その改正をまとめさせていただいた資料でございますので、4ページのほうの資料で御説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、人事院勧告を踏まえた改正で、給料表の改定と勤勉手当の改正でございます。

第1条の給与改定の関係ですが、これは民間との格差を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるもので、大卒の初任給を3,000円、高卒の初任給を4,000円引き上げ、月額給料額については平均0.3%引き上げるという人事院勧告を踏まえ、給料表を改正させていただくものでございます。

こちらについては、令和4年4月1日遡及適用とするものでございます。

次に、勤勉手当の関係でございます。

民間の支給状況に見合うように年間0.1月分を引き上げ、年間で4.4月分と改正をさせていただくものでございます。

表の中の一般職員で御説明をさせていただきますが、現行の勤勉手当の12月期0.95月分を1.05月分へ改正をし、年間で4.3月分から4.4月分へ改正をさせていただくものでございます。

なお、再任用職員につきましては、年間0.05月分引き上げる同様の改正でございます。

次に、第2条関係でございますが、一般職の場合、年間4.4月分は変わりませんが、第1条で引き上げた支給割合を、令和5年4月以降においては6月期、12月期ともに0.1月へ配分を改正するものでございます。その他の職員についても同様の改正でございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとし、第2条の規定については令和5年4月1日施行し、第1条の規定に係る改正後の条例の規定は令和4年4月1日からの適用とするものでございます。

以上が詳細説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第109号から日程第14 議案第111号までについて（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第109号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第111号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第109号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第110号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、並びに議案第111号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなることを踏まえ、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるとされております。フルタイムでの定年引上げと同時に、役職定年制や60歳を超えた職員の給与7割措置などをそろって導入する等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第109号及び110号並びに111号、3議案について一括して御説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、地方公務員法等の一部改正に伴い、条例の一部改正と関係条例の制定を行うものでございます。

まず概要でございますが、少子高齢化が進み、生産年齢の人口が減少する中、複雑かつ高度化する行政課題への確な対応が必要との観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用することが必要となってきておりました。次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることを踏まえ、国家公務員において定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や、高齢期における多様な生活設計の支援などを図るための制度改正でございます。

提案説明にもございましたが、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえて、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるとされております。

まず、定年等に関する条例の一部を改正する条例の改正の大枠でございますが、まず一点は定年の段階的な引上げ、2点目が管理監督職勤務上限年齢制の導入、これはいわゆる役職定年でございます。あともう一つが定年前再任用短時間勤務制の導入、大きくはこの3つでございます。

それでは、議案資料の24ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられる必要があることや、新しい制度の導入のため、それぞれ章を設けて目次を追加しておるところでございます。

第1章第1条では、法の根拠条項の規定を整理した改正でございます。

第2章の定年制度でございますが、第3条において、職員の定年年齢を「60年」から「65年」へ引き上げる改正でございます。

第4条の定年による退職の特例でございますが、定年の年齢を超えた者の勤務を延長させることができる規定でございます。同条の第1号から第3号に掲げる事由があるときは、3年を超えない範囲で勤務延長をさせることができる規定を整理したものでございます。

では、議案資料の26ページをお願いします。

第3章では、管理監督職勤務上限年齢制について新たに定めております。

第6条において、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について規定をしており、医療業務に従事する医師を除く管理職手当を受けている職員が本制度の対象となるものでございます。

第7条において、管理監督職勤務上限年齢を60年と規定しております。

次に第8条では、他の職への降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めているものでございます。

第1号では、当該職員の人事評価や職務経験等に基づき、適性を生かす職への配慮を規定し、第2号では、降任等に当たり、できる限り上位の職制上の段階に属する職とすることへの配慮を規定し、第3号では、管理監督職の上位管理監督職についても同様に降任等をする規定でございます。

次に、27ページの第9条でございます。

こちらにつきましては、管理監督職勤務上限年齢に達した以降も管理職として任用できる特例を設けております。第1項の1号から3号に該当する事由がある場合は、1年を超えない期間内において延長し、当該管理職として任用できる規定でございます。

続いて28ページをお願いします。

第9条第2項でございます。

先ほどの第1項で掲げる事由が引き続きあると認められる場合は、3年を超えない範囲で再度延長することができる規定でございます。

次に第3項では、特定の管理職群において、降任等により適切な数が満たない場合、またこれらの欠員を容易に補充することができない特別な事情がある場合、1年を超えない範囲で当該管理監督職に引き続き留任させるか、同一グループに属するほかの管理職に降任、または転任することが可能とする規定でございます。

第4項では、今御説明いたしました第3項の規定により管理監督職を延長された者の当該事由がいまだに引き続きあると認められる場合については、1年を超えない範囲でさらに延長することができるというものでございます。

29ページをお願いいたします。

第10条では、先ほど御説明しました第9条の規定により、管理監督職の延長や降任等については当該職員の同意を得るということを規定しているものでございます。

第11条では、管理監督職の延長はあくまでも特例的措置であるため、第9条に規定する事由が消滅したことが確認できたときは降任をさせる規定でございます。

それでは、第4章に入らせていただきます。

こちらについては、定年前再任用短時間勤務職員の任用について新たに設けてございます。

第12条においては、60歳の誕生日以後の4月1日に短時間勤務を選択することができる制度でございます。この制度は、今般廃止される再任用職員制度と同様に、一旦役場を退職し、施行により再任用を受ける形となるものです。

30ページをお願いいたします。

第13条では、本町が加入する一部事務組合等で採用された職員の任用に係る制度でございます。

第5章の雑則では、第14条で規則への委任規定を設けているところでございます。

続いて、制定附則に入らせていただきます。

こちらについては、定年に関する経過措置を追加しております。

第4項でございますが、こちらの規定は職員の定年の年齢を60年から65年に引き上げることにについて、国は令和5年度から2年で1歳ずつ引き上げる段階措置を経ることから、本町においても同様に段階措置を設けるものでございます。

第5項につきましては、医療従事を行う医師について定めたものでございます。

では、31ページをお願いいたします。

第6項におきましては、当面の間、60歳に達する日の属する年度の前年度に当該者に対し情報の提供と勤務の意思を確認することを規定しております。

それでは、議案書のほうの32ページをお願いいたします。

こちらは改正附則でございますが、第1条で公布の日を令和5年4月1日としております。また後に出てきますが、附則の第11条については公布の日と定めているところでございます。

第2条では、先ほど新旧対照表で御説明をさせていただきました制定附則の第4項、また第5項の規定により、段階的に定年の年齢が引き上げられる期間に、それぞれの規定により定年を迎える職員の第4条の規定する勤務延長に係る経過措置を規定しているところでございます。

次に、第3条から第6条の規定は、この条例の施行日前に再任用職員となった職員のうち、

64歳までの者と、制定附則第4条または第5条の規定により段階的に定年の年齢が引き上げられている期間に、それぞれの規定により定年を迎える職員の任用の確保に係る規定でございます。

第3条では、原則として今般廃止をされます再任用職員制度を暫定的に残す形となり、1年を超えない範囲で任期を定め、本町職員の常勤の暫定任用職員として任用をすることができる規定でございます。

続きまして、34ページの第4条をお願いいたします。

こちらについては、本町が加入する一部事務組合または広域連合で採用された職員の常勤の暫定再任用職員としての任用に係る規定でございます。

第5条でございます。本町職員の短時間の暫定任用として任用できる規定でございます。

第6条では、こちらは一部事務組合または広域連合で採用された職員の短時間の暫定再任用として任用できる規定でございます。

35ページをお願いいたします。

第7条は、暫定再任用職員を昇任や降任、また転任により任期の定めのない職員とすることはできない趣旨を規定しているものでございます。

第8条では、新地方公務員法第22条の4第4項では、短時間勤務の職に任用することができる者を定年前再任用短時間勤務職員に限定をしておりますが、加えて暫定再任用短時間職員についても短時間勤務の職に任用できることとする規定でございます。

第9条につきましては、施行日の施行の退職者の暫定再任用は、その職に係る定年年齢に達している者を対象としておりますが、定年が引き上がる日、いわゆる基準日において一旦定年年齢に達した者が再び定年年齢未満になってしまうため、これらの者について基準日以降も定年に達しているとみなす趣旨の規定でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

第10条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前になる場合がありますので、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないということを規定しております。

最後になりますが、第11条では、令和5年中に60歳に達する職員に対しては、改正法附則第2条第3項の規定に基づきまして、令和4年度に情報提供や意思確認を行う必要があるわけですが、改正法では公布の日から施行されておりますので、本附則において同項の条例で定める年齢を60年と規定しているものでございます。

以上が定年等に関する条例関係でございます。

引き続き、議案第110号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

では、非常にボリュームが多うございますので、1つ、この条例については10条立てで構成をされております。この10条立ての中で大きな改正点といいますのが定年延長に伴う職員の給料月額の改正でございますので、まずその10条立てのうち、第7条の職員の給与に関する条例の一部改正についてから御説明をさせていただきます。

こちらは議案資料の40ページになります。

まず第4条の2につきましては、再任用職員制度が廃止されることに伴い、定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正でございます。

あと、40ページの第5条からずうっと行っていただきまして、46ページの附則第6項までにつきましては、改正法に伴う字句等の整理をする改正でございますので飛ばさせていただきます。

大きなポイントでございます。47ページをお願いいたします。

改正附則第8項でございますが、当面の間、60歳の誕生日以降の4月1日以降の給料月額につきましては、原則として給料表に掲げる月額の7割とする措置を規定しております。

第9項では、7割措置の適用を受けない職員の規定でございます。

48ページをお願いいたします。

第10項から13項につきましては、いわゆる管理監督職勤務上限年齢制の導入による、いわゆる役職定年により降任した管理職職員の給与の支給について、7割措置に関する規定でございます。

49ページをお願いいたします。

第14項は規則委任を規定し、第15項では育児短時間勤務の場合を規定しているところでございます。

続いて別表関係でございますが、こちらは現在の再任用職員制度が廃止になることから、給料表中の文言を定年前再任用短時間勤務職員へ改正するものでございます。

それでは、議案の38ページです。

先ほどの10条改正の中でございますが、今、7条の御説明をさせていただきました。

第1条については、関ヶ原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部において、所要の改正をさせていただくものでございます。

同じく第2条の職員の分限に関する条例の一部改正から、第6条の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましても、法改正により所要の改正となっております。

第7条につきましては、先ほど新旧対照の表で御説明をさせていただいた内容となっております。

第8条、第9条についても、再任用の職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正をするものでございます。

すみません、大事なことを忘れていました。第10条で、今回の改正によりまして再任用職員制度が廃止をされましたので、関ヶ原町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

それでは附則のほうになりますが、第1条から第7条までにつきましては、先ほど御説明をした定年等に関する条例の制定附則の第4条及び第5条に規定する定年年齢の段階的措置をする経過期間内における同条例の制定附則の規定により、残置する暫定再任用職員に係る各条例の経過措置について規定をしているところでございます。

非常に簡単な説明となってしまいましたけれども、この関係条例の整備については以上いたします。

最後になりましたが、議案第111号の関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、まずこちらにつきましては、改正法により定年延長の改正で岐阜県の市町村職員退職手当組合の退職手当条例の一部が改正される予定でございますので、改正をさせていただくものでございます。

議案資料の54ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

こちらについては、早期退職募集制度に係る年齢についてでございます。

第2条第1項第1号中の「15年」を「20年」に改正をするものでございます。

議案書46ページをお願いいたします。最後になります。

議案書の附則におきまして、令和5年4月1日からの施行として、経過措置も設けておるところでございます。

非常に長いお時間になりましたが、3議案について詳細説明をさせていただきました。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより議案第109号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっと分かりにくかったんですけども、再任用の条例がなくなるんですけど、今の暫定再任用職員、それから暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、何か複雑になってくるんですけど、内容はあまりよく分からないんですけど、取扱い上、今の再任用職員もずうっとそのままいくということで、割合的なものはどうなっていくのかなと思ったんですけど、職員の。要するに退職年齢がどんどん変わってきますよね。最終的に65でなくなるわけでしょう。ということは、再任用というのはなくなりますよね、最終的には。その中で、今再任用をやってみえる方がおりますし、例えば61、62で辞めて

いくし、短時間勤務になるのか分かりませんが、そういう方も見えるということで、退職者が今度どんどん、今あまり出ないように思うんですけど、今後あまり出ないと予測しているんですけど、そういう割合的なのはどうなのかなと思ったんです。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） すみません。正確なお答えになるかどうか分かりませんが、まず、いろんな言葉が出てきましたが、現在再任用の方は皆さん御存じだと思います。

今度、例えば60歳になりました。定年延長で例えば63歳まで延びました。ですけど、63歳から64歳、65歳については、これは今も定年から65歳までは再任用です。今度、この経過措置の間に63歳の定年の方が64歳、65歳の場合はこれは暫定再任用職員と呼びます。

例えば、63歳で定年なんですけど、60歳を超えて63歳が定年なんですけど、例えば61歳で年齢的に短時間でいきたいなあという場合は定年前再任用短時間勤務職員というような位置づけになります。

それで、どれだけ人数的にどうなんやというようなことが、確かにそうなんですけれども、全ての職員が定年までフルタイムでいるかどうかというのが、これが分からないんです。今までは60歳までは必ずフルタイムで、定年何人と分かるんですけれども、63歳であっても60歳で定年される職員も可能性としてはあります。時短を選ばれる可能性もあります。そうすると、短時間になると定数に入ってきません。フルタイムなら定数に入りますということがあって、それぞれ職員の意向が重要視されますので、なかなか何人かというのは見通しがつきにくいというのが現状であるとともに、いろんな呼び名の職員がこの経過措置の期間については点在するということになるかと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の話、大抵年齢まで退職しないと、再任用というのは少なくなっていくのかなということがあったもので、いわゆるね。そう思ったので、どうなるんだろうねという感じで質問しただけです。すみません、以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 時短というのは具体的に何時間、何時から何時までとか、あと健康保険とかも全部入るということによろしいですかね。

時短職員の場合、再任用の。例えば9時から3時までとか。最低何時間とか。

○議長（子安健司君） 一旦ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時29分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

先ほど御質問がございました短時間はどのくらいからかというなお話でございました。

基本的には、当該職員が柔軟に勤務時間を決められるというようなベースがございます。ただ、保険の関係になります。当然フルタイムであれば共済組合になります。例えば1週間の勤務時間が20時間以上の場合は、健康保険は共済でございますが、厚生年金についてはいわゆる社保という形になります。

もっと極端に、1週間の勤務時間が20時間未満というような御選択をされた場合については、例えば国民健康保険とか、そちらへの御加入になろうかというふうになりますので、御自由に選択できるということ、柔軟性があるということで御理解いただけたらと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより、議案第110号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより、議案第111号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第112号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第112号 関ヶ原町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第112号について御説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する定年延長に伴い、多様な働き方に対応するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第112号 関ヶ原町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。

この高齢者部分休業制度につきましては、地方公務員法の第26条の3において規定をされております。条例で定める年齢以上の常勤職員について、職員の任意の申請に基づき、公務の運営に支障がない場合、条例に基づき任命権者が部分休業を認めることができるものでございます。

今回の導入に至りましたのは、先ほどから出ております地方公務員法の一部改正により、定年の段階的な引上げに伴い、条例を制定させていただくものでございます。

第1条では趣旨を定め、第2条において部分休業の承認の範囲を定め、取得単位は5分単位としております。

第2項においては、高年齢の年齢につきましては60歳と定めてございます。

第3条でございます。こちらは高齢者部分休業取得中の給与について定めております。承認を受けて勤務しない時間については、給料が減額をされるものでございます。

第4条では、承認の取消し又は休業時間の短縮について定め、任命権者は職員の同意を得たときは、承認取消しや休業時間を短縮することができるというものを規定しているものでございます。

第5条では休業時間の延長を定め、既に高齢者部分休業を取得している職員から申出があった場合は、公務の運営などに支障がないと認めるときは延長承認ができるというものでございます。

附則におきまして、施行日を令和5年4月1日とし、関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても同様に制度対象とし、項を加える一部改正となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第113号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第113号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第113号について御説明申し上げます。

民法等の一部を改正する法律に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第113号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書につきましては49ページ、50ページになります。

物権関係の民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなっております。この改正民法において、第213条の2及び213条の3が新設され、ライフラインの設備を設置・使用する目的で、他の土地等を使用するための規律が整備されました。

ライフライン設備設置・使用権は、他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者の同意を得なくても、新法第213条の2第1項及び第213条の3によって認められている権利でございます。

ただし、新法第213条の2第3項の規定により、ライフライン設備設置・使用権を行使する際は、あらかじめその目的、場所及び方法を他の土地の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならないこととなっております。また、ライフライン設備設置・使用権が認めている場合であっても、新法の第213条の2第2項の規定により、設備の設置または使用の場所及び方法は、他の土地等のために損害が最も少ない場所を選ばなければならず、損害が最も少ないものと言えない設備の設置または使用の場所及び方法による場合は、適法なライフライン設備設置・使用権の行使とは言えないため、他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者の同意が必要となります。

それでは、議案資料の55ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第8条第1項について、第2項及び第3項中におきまして、添付しなければならないとありますので、「承諾を得なければならない」を「承諾書を添付しなければならない」に改めます。

次に、第2項及び第3項中の「同意書」の部分を、第1項におきまして承諾書を添付しなければならないとありますので、「承諾書」に改めさせていただきます。

続きまして追加の部分ですが、第6項、「工事の申込みにおいて、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、第1項、第3項及び前項に規定する承

諾書の添付は、これを必要としない。」を追加いたします。

次に、第7項、「前項の場合において、給水工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。」を追加いたします。

附則におきまして、令和5年4月1日より施行といたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） とても単純な質問なんですけど、同意書と承諾書の違いを教えてください。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 同意書と承諾書はほぼ同義的な言葉ですので、この条文中、承諾書という形を取らせていただきましたので、承諾書という。

〔「同意と承諾は意味が違うって」の声あり〕

ほぼ同義語という。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承諾というのは、相手が申出に対して、こちらはそれを了解しました。相手に負担を求めることに対して承諾をします。

同意というのは、相手の考え方は分かりましたというだけの話で、それを認めたということにはつながらないということでございますので、若干意味が違うということです。

そこら辺は、承諾は、こちらは負担を受けるということに対して認めるということになりますし、同意は、考え方に対して賛同するというだけの違いですので、そこら辺の違いは若干あるということでございます。

〔「ちょっと厳しくなっている」の声あり〕

はい。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第114号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第114号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第114号について御説明を申し上げます。

人事院勧告に伴う人件費の増額により、今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の額を6,847万4,000円から6,856万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第115号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第115号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第115号について御説明申し上げます。

公共下水道建設費の財源補填のため、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億2,757万4,000円から2億2,835万3,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第116号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第116号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第116号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、ふるさと応援基金積立金や関連事務経費で4,222万4,000円、また障害者自立支援給付費の不足見込み1,100万円や、福祉医療費助成金600万円及び戦国武将観光コンテ

ンツ・プロモーション推進事業委託料150万円や、人事院勧告等に伴う人件費など8,828万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,116万円とする令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては、他会計も含め省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第116号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから御説明をさせていただきます。

議案書の64ページをお願いいたします。

総務管理費の財産管理費、修繕料でございますが、旧今須小中学校舎において漏水が確認されました。この漏水の修繕料と、漏電ブレーカーの故障も確認をされましたので、取替えの修繕料の2点合わせて30万1,000円と、本町の消防設備点検を今年度実施したわけでございますが、その結果、不良の箇所がございましたので、その修繕料を一般分で25万6,000円、合わせて55万7,000円を補正させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費、役務費8万9,000円、委託料552万円、使用料及び賃借料661万5,000円は、ふるさと納税増額見込みに伴う関連経費の増額です。今年は1億3,000万円の寄附を目標に進めております。

財政調整基金費、ふるさと応援基金に、今回補正分3,000万円を積み立てるものです。

諸費、燃料費40万円、ふれあいバス燃料費の不足見込み分です。

自主運行バス運行費補助金5万7,000円、補助金額確定に伴う補正をお願いするものでございます。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 同じく64ページをお願いいたします。

総務費、徴税費、税務総務費、委託料27万3,000円につきましては、住民税申告受付支援システム基本保守料、端末保守料の増に伴い補正をお願いするものでございます。

続きまして、賦課徴収費、役務費2万7,000円につきましては、コンビニ・キャッシュレス決済収納事務手数料につきまして、見込んでいた件数を上回ることが判明いたしましたので、補正をお願いするものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 65ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費でございますが、マイナンバーカード普及促進のための経費で、職員手当等の84万6,000円は時間外勤務手当、需用費の40万円は啓発用の消耗品等でございます。マイナンバー関係の経費は、国10分の10でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員手当等、14万1,000円は時間外勤務手当が不足する見込みのため補正をお願いするものでございます。扶助費の1,100万円でございますが、障害者自立支援給付金の増による給付費の不足見込み分でございます。

福祉医療費の扶助費600万円でございますが、乳幼児等医療費助成金250万円、重度心身障害者医療費助成金300万円、母子家庭等医療費助成金50万円、それぞれ給付費の不足見込み分でございます。

介護保険事業費の繰出金395万7,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。

66ページをお願いいたします。

児童福祉費、児童福祉総務費の需用費、修繕料18万7,000円でございますが、独居老人宅を訪問の際に庭石に接触し、自動車左側面部を一部破損させたことによる車両の修繕料でございます。なお、修繕料は町有自動車災害共済保険の適用を受け、対応をさせていただきます。

役務費3万円でございますが、障害児施設給付事業の国保連合会への支払手数料の不足の見込み分でございます。

負担金補助及び交付金20万円でございますが、子育て世帯応援給付金、18歳以下のお子様にお一人2万円を支給する事業でございますが、年度途中の転入等による予算の不足見込み分でございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

扶助費200万円、施設型給付費でございますが、途中入園等による給付費の不足見込み分でございます。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 同じく議案書の66ページ、衛生費、保健衛生費、斎苑管理費、償還金利子及び割引料の5万円は、旭ヶ丘墓地使用料の返還金の1件分でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、67ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費の職員手当等の40万円につきましては、不足する時間外勤務手当の分でございます。

農業振興費の負担金補助及び交付金128万1,000円につきましては、国の肥料高騰対策としまして緊急整備事業補助金が創設されたことにより、化学肥料低減に取り組もうとする2つの営農組織に対しまして80万1,000円補助するものと、今年6月に設立されましたファーム玉が追加で農地の集約化に取り組みますので、48万円の補助をするものでございます。どちらも10割補助となっております。

償還金利子及び割引料の4,000円につきましては、過年度分の書類審査により、営農組織より返還となりました多面的機能支払交付金3,000円と中山間地域等直接支払交付金1,000円でございます。

農地費の繰出金9万円につきましては、今須農業集落排水事業特別会計への繰出金でござい

ます。

続きまして、林業費のほうでございます。

林業振興費の需用費42万3,000円は、斎場に設置しております捕獲鳥獣の保管用冷凍庫の電気代がさらに不足するということが分かりましたので、その分でございます。委託料の400万円につきましては、今年度の追加要望により採択をされました今須妙応寺東側のほうの地域における里山林整備事業の分でございます。なお、本事業も10割補助でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（難波真哉君） 続きまして、商工費でございます。

商工総務費、職員手当等、時間外勤務手当29万4,000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2年間イベントを自粛しておりましたが、今年度からイベントや町外でのPR事業を積極的に再開し始めましたので、時間外勤務手当の不足分を増額させていただくものでございます。

商工業振興費、負担金補助及び交付金301万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金111万円、こちらは令和4年1月21日から3月21日のまん延防止等重点措置期間において、県が要請する営業時間の短縮に協力した飲食店等に対して協力金を支給しておりますが、その市町村負担分で県が95%、市町村が5%負担するもので、その5%分でございます。売上減少事業者等支援金190万円、こちらは令和3年11月から令和4年3月の期間において、いずれかの月の売上高が前年もしくは前々年の月より30%以上減少した事業者に対して、国が事業復活支援金を支給しております。その支給を受けている事業者に対して町が上乘せして支援するもので、法人に対しては10万円、個人事業者に対しては5万円を一律して支給するものでございます。現予算において、法人が15、個人が53、計68の事業者を見込んでおりましたが、法人が見込みを上回り、15から34の見込み増となりましたので、増大した19事業者分の190万円を増額補正するものでございます。

続きまして、観光費、旅費、普通旅費10万円、こちらは関ヶ原古戦場グランドデザイン事業関係の旅費でございます。先ほども説明をさせていただきましたが、積極的に観光事業を推進していきたいと考えておりますので、観光PR等を行うための旅費の増額でございます。

続きまして、委託料、戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業委託料150万円、こちらも関ヶ原古戦場グランドデザイン事業関係でございますが、3月に岐阜県と共に春イベントを開催する計画をいたしております。その開催費用でございます。なお、この旅費と委託料につきましては、グランドデザイン事業でございますので、3分の2は県の補助金を見込んでおります。

68ページをお願いいたします。

エコミュージアム関ヶ原管理費、需用費、光熱水費25万円、電気代の高騰により、9月定例

会にて増額補正をさせていただきましたが、さらに不足することが見込まれますので、追加補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 土木費、道路橋梁費のほうでございます。道路橋梁維持費と除雪対策費のほうがございますが、特定財源につきまして、補助金の額の確定がございましたので財源の変更をさせていただくものでございます。

下のほうの都市計画費、都市計画総務費の繰出金77万9,000円につきましては公共下水道事業特別会計への繰出金、公園管理費の需用費15万1,000円につきましては桃配運動公園の電気料の不足がさらに見込まれるためのものでございます。よろしくお願いします。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案書69ページをお願いいたします。

消防費の非常備消防費でございます。こちらにつきましては、いわゆる消防庁のほうで消防団の教育訓練を通じて災害対応能力の向上を図ることを目的として、消防団車両及び資機材の無料貸出しというものをされております。このたび、昨年度に応募をさせていただいたところ、軽自動車クラスの小型動力ポンプ搬送車1台の貸付承認を本年11月にいただいたところでございます。この車両につきましては、小型ポンプ及び救助用資機材を搭載しているものでございます。当該車両は、現在のところ東分団に配備を予定しておるところでございます。したがって、手数料や重量税など関係経費として7万9,000円を補正させていただくものでございます。

○教育課長（山田 勝君） 同じく69ページ、教育費、教育総務費、事務局費でございます。報酬で、学校評議員の委嘱人数の増により不足分5万4,000円をお願いいたします。

放課後児童クラブ費で、電気料のさらなる不足が見込まれますので7万円の増額をお願いいたします。

小学校費、学校管理費で需用費73万6,000円につきましても、電気料がさらに不足する見込みとなりましたので73万6,000円の追加の補正をお願いいたします。工事請負費99万円につきましては、新型コロナウイルスの交付金を活用いたしまして、小学校給食棟の2階にございます児童用のトイレの洋式化工事を今年度させていただくということで99万円の補正をお願いいたします。

教育振興費、負担金補助及び交付金ですが、教育旅行のバス増車分につきまして、これも新型コロナウイルスの補助金を活用しまして、バスの増車分の補助金の補正をお願いするものでございます。

70ページをお願いいたします。

次は中学校費でございます。

学校管理費の需用費、光熱水費102万円につきましては、こちらも電気料が今年度中さらに不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。工事請負費163万4,000円につき

ましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、中学校の技術科室にエアコンが設置されておりましたので、こちらのほうも早急に対応をさせていただくということで163万4,000円の追加をお願いするものでございます。

教育振興費、負担金補助及び交付金29万円につきましては、中学校の乗鞍研修及び修学旅行に対しましての補助金の増額分をお願いするものでございます。

社会教育総務費でございます。需用費30万7,000円につきましては、野上の六部公園の街灯に車が接触いたしまして、ぶつかって、街灯が曲がっておりましたので、危険なので撤去を先に行いました。その後、新しいものに新規で設置し直すということで、予算の不足分30万7,000円をお願いするものでございます。備品購入費12万5,000円につきましては、今年度から成人式が二十歳の集いという名称に変更することになりましたので、こちらのほうの看板代12万5,000円をお願いするものでございます。

公民館費29万4,000円につきましては、電気料の不足分17万4,000円及び3階の照明に不具合が生まれて、緊急に修理が必要ということで12万円、合わせまして29万4,000円の補正をお願いするものでございます。以上です。

○企画政策課長（高木久之郎君）　続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金550万円、自立支援給付費に係る2分の1の国負担分、施設型保育給付負担金84万1,000円、施設型給付費に係る国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金124万6,000円は、マイナンバーカード交付に係る事務費の国庫補助金です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、未充当額を各事業費に合わせ傾斜配分いたしております。今後3月に、決算見込みに合わせ財源更正をさせていただく予定でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2万6,000円は新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制の確保に、土木費国庫補助金420万円の減額は補助額確定による減額です。

61ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、障害者自立支援給付費等負担金275万円は自立支援給付費に係る4分の1の県負担分、施設型保育給付負担金42万円は施設型保育給付費に係る県負担分。

県補助金、民生費県補助金、福祉医療費補助金237万5,000円は各福祉医療費増額分に対する県補助分、児童福祉費補助金16万1,000円は施設型保育給付費に係る県補助金。

農業費補助金128万1,000円は各事業への10分の10の補助、林業費補助金400万円は里山林整備委託料への10分の10の補助。

小中学校費補助金49万6,000円は学習指導員等配置事業費補助金及びスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金採択に伴う計上。

商工費補助金106万6,000円は戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業などへの3分の2の補助金。

62ページをお願いいたします。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金3,000万円は、ふるさと納税3,000万円の増額を見込むものです。

繰越金ですが、前年度繰越金3,264万4,000円を充当するものです。

雑入、町有自動車災害共済保険金18万7,000円、公用車修繕に係る保険金です。

各返還金につきましては、対象者からの返還金になります。

町債についてですが、橋梁補修事業、除雪車整備事業について、過疎債を増額し、合わせて57ページの第2表、地方債、限度額の変更をさせていただくものです。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

まず67ページ、一番最後の戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業、これは先ほどの提案説明の中では、来年の3月の春イベントに向けた事業だということですが、もう少し詳しく分かりませんか。例えば、大河ドラマに関して、あえて関ヶ原町を売り込むと、この際ね。という趣旨なのか、春イベントといっても今までのような、いろんな歌手の方とか武将隊が来て、その日限りで終わってしまうということがあったんですが、それだけじゃなくて、やっぱり来年せっかく大河ドラマで関ヶ原が、ある意味では焦点の一つになると思われるんで、そこら辺の考え方について、一つお伺いしたいというのと、それから中学校のエアコンの設備について、これは当然だと思いますし、いいんですけども、私の認識では今まで既に町内の関ヶ原小学校、中学校のそれぞれの教室を含めて施設に全てもうエアコンは設置済みと、特に去年でしたか、おとしでしたかに猛暑があつて全国的に問題になったもんですから、てっきり全部設置済みと思っていたんですが、今回こういう形で補正が出たんで、まだ未整備のところがあるんでしょうか。小学校、中学校の教室を含めてね。これでもう全部完備されたのか、

ちょっとそこを教えていただきたい。以上です。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長（難波真哉君） まず、67ページ最後の戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業委託料150万円の内容でございますけれども、楠議員が申されましたように、令和5年1月からNHK大河ドラマ「どうする家康」の放映がございます。これを見据えて、岐阜県のほうでも新型コロナがちょっと落ち着いて、今年度から大々的にイベントを開催し始めておりますので、町と共に3月に、一緒に大々的にイベントをしていきたいというような考えでありますので、町としても内容的には今、今年度の予算で徳川家康最初の陣跡の整備をしておりますので、その整備が完了する予定でございます。本陣を再現して撮影スポットとして楽しんでいただくようなイベントであったりとか、徳川家康ゆかりの武将隊を呼んで演武をしていただくような、徳川家康をテーマ、大河ドラマをテーマとするようなイベントをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） エアコンについてでございますけれども、これは町への来年度の予算を考えていくときに、ずうっと小・中学校の学校内を見ていったんです。そうしましたら、中学校の技術科室にエアコンが入っていないということに気がついた。正直、気がついたという状況です。それはどこかといいますと、調理室とかコンピューター室とか、新校舎じゃない北側の旧校舎のところなんです。どういうわけか技術科室だけがエアコンが入っていないんですよ。それではいけないということで、今回こうやって予算化させていただいたということでございます。

楠議員さんの御質問でございますが、ほかにも大丈夫かということでございますが、そのほかについては、もう完全に完備してございますので大丈夫だということを考えております。

あとは、今マスコミで言われてきているのは、名古屋市なんかが体育館にエアコンを入れるといったことを表明しましたがけれども、そんなこともこの先はあるのかなということは思いますけれども、以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 1つだけなんですけど、電気代の値上げで光熱費というところですか。光熱費って灯油とかは入っていなかったんですか。そして大体、何%ぐらい上げたんですかね、これ計上で。大まかで結構です。また今後も上がるかもしれませんので参考までに、全体です。分からないなら、分からないで。これで2回目か3回目やったかな。

〔「2回目」の声あり〕

また調べられたら調べられたで結構、相手があることやで分からへんの。

○議長（子安健司君） ではいいですか、後で。

○1番（高木博之君） はい。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 先ほど人事院勧告に基づく引上げの条例が出たんですけど、今回の補正には入っていないんでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 含んでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、69ページの教育委員会の事務局費なんですけど、学校評議員の報酬で、当初予算が7万2,000円で、今回5万4,000円の追加があるんですけど、追加の理由と、それから実際に支払ってみえるのが何人なのか。

委員さんは7人以内となっていますけど、支払ってみえる方が何人でこの数字なのか。ちょっと人数と報酬額が合わなかったもんですから。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 山田教育課長。

○教育課長（山田 勝君） お答えします。学校評議員につきましては、今須小学校が統合になりましたので、関小、関中とも7名ずつ委嘱をしています。

今回、昨年度までコロナで対面で開催をしていなかったということがありまして、実はの話で申し訳ないんですけど、前年度も統合前の人数のまま計上しておりました。今年度につきましても、前年と同人数、同額でという計上をさせていただいたんですが、今須地区の方にも評議員に入っていただくということで人数が増えましたのでその分、今年度は開催をしていくということで不足しているということで、計上漏れがございましたので追加のお願いをしております。以上です、すみません。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第117号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第117号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第117号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込みや、事業費確定に伴う償還金、葬祭費への不足見込み分で86万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,645万7,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第118号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第118号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第118号について御説明を申し上げます。

新型コロナワクチンの集団接種等に係る会計年度任用職員の報酬や、看護師等職員の時間外勤務手当などの人件費130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,524万4,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第119号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第119号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第119号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込みや、施設介護サービス給付費の不足見込みなど3,074万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,649万1,000円とする令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第119号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、88ページの歳出をお願いいたします。

総務費でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費2,800万円、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費50万円。

次のページの89ページでございます。

介護予防住宅改修費90万円、介護予防サービス計画給付費70万円、その他諸費の審査支払手数料5万円でございますが、給付費等の増加による予算の不足見込み分でございます。

地域支援事業費でございますが、包括的支援事業・任意事業費の介護予防ケアマネジメント事業費及び90ページの一般介護予防事業費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金の償還金利子及び割引料30万円でございますが、過年度における第1号被保険者の所得段階の変更等による還付金の不足見込み分でございます。

戻っていただきまして、85ページの歳入でございますが、最初の保険料の696万3,000円から、ページ飛びまして87ページの繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金の1万5,000円までにつきましては、歳出の保険給付費、地域支援事業費を各負担割合により補正をさせていただいております。

その他一般会計繰入金16万5,000円は、総務費の人件費分としての事務費繰入金でございます。

繰越金、前年度繰越金30万円でございますが、歳出の償還金の財源として充当をさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 88ページの施設介護サービス給付費2,800万円ですけど、ちょっと高額だと思うんですが、これは増設された東町にあるうららさんということによろしいのかどうかということと、次期介護保険事業計画というのは今作成中でしょうか。毎回この間、介護保険料を引き上げてきましたけど、その辺の考え方や状況を教えていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 施設介護サービスの2,800万円でございますが、こちらのほうは特別養護老人ホームということで、うらは地域密着型のほうでございますので、こちらの分ではございません。

また計画のほうは、今年度からアンケートを取って、また来年度中に策定して、令和6年度からの事業計画となりますが、現計画のほうは令和3年度から5年度の3か年の計画でございまして、保険料のほうも若干上げさせていただいておるところでございますが、今年度の令和4年度につきましては、9月分までの半年分を見ますと全体的に給付費等、計画の数値までは若干至っていないというところもございますので、次期計画につきましては、今年度の今期計画の実績等も踏まえまして、また検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第120号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第120号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第120号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込み9万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,612万5,000円とする令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第121号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第121号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第121号について御説明申し上げます。

9月議会において、昨年度の公共下水道事業特別会計の決算認定をしていただきましたが、決算において繰越金が本年度の予算見込みより少なくなり、歳入欠陥となったところでございますが、事業を計画的に推進していくため、一般会計からの繰入れを行う財源の組替え補正をさせていただき令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めますので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第122号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第122号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第122号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平井1号取水ポンプ取替工事費229万9,000円、同ポンプの除却費56万4,000円を追加する令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を定めますので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第122号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をさ

せていただきます。

議案書の101ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出について御説明させていただきます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、資産減耗費、固定資産除却費の56万4,000円についてですが、これは平井1号井のナンバー2取水ポンプが故障し、取替えが必要となったことによる旧ポンプの除却費用となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出について御説明させていただきます。

支出としまして、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事請負費の229万9,000円につきましては、平井1号井のナンバー2取水ポンプが故障し、これの取替えを行う費用となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

先ほど高木議員さんからの御質問で、電気料は何%ぐらい上がったかという、全体でというお話で、たしか9月の時点で補正予算で大まかに、今現在契約をしているのが岐阜電力でございしますが、岐阜電力のほうで約2倍。当町は関西電力もございしますので、関西電力のほうでは1.5倍の補正を9月でさせていただいております。

今回各施設、若干補正をさせていただいているかと思いますが、見込んでいたより使用量がちょっと多いというようなことで、その不足分を今回補正させていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

散会の宣告

○議長（子安健司君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日 7 日から 14 日までの 8 日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日 7 日から 14 日までの 8 日間は休会することに決しました。来る 12 月 15 日は午前 9 時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締切りは 12 月 9 日金曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 25 分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 楠 達 男

会議録署名議員 吉 田 仁